

平成25年度第5回定例社会教育委員会議事録（議事要旨）

1 開催日時 平成26年2月20日（木）午後2時～4時

2 開催場所 中央図書館 2階 視聴覚室

3 出席者

（委員）

舟田委員長、松木委員、西岡委員、大田委員、長友委員、淵野委員、松浦委員、朱膳寺委員、

（事務局）

生涯学習部長、生涯学習課長、郷土博物館長、青少年センター所長、市民スポーツ課長、運動公園スポーツ施設整備課長、高洲公民館長、富岡公民館長、堀江公民館長、美浜公民館長、日の出公民館、中央図書館長、生涯学習係

4 傍聴人 1人

5 議題

（1）協議事項

1）社会教育関係団体の認定について（2件）

（2）報告事項

- 1）浦安市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2）浦安市視聴覚ライブラリー設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 3）平成25年度第33回市美術展の開催結果について
- 4）平成25年度浦安市成人式の開催結果について
- 5）うらやす文化市場～きて！見て！体験！～の開催結果について
- 6）第8回市民ミュージカルの開催結果について
- 7）青少年の健全育成に関する講演会（青少年補導員講演会）
- 8）第23回東京ベイシティマラソンの開催結果について

（3）その他

- 1）生涯学習部の懸案・課題について
- 2）次回会議日程について

6 議事概要及び会議経過

（1）協議事項

1）社会教育関係団体の認定について

生涯学習課長より概要を説明し、『ダンスサークル「キューピッド」』及び『浦安市立明海南小学校PTA』の認定を承認した。

委員からの主な質問及び意見については、次のとおり。

《ダンスサークル「キューピッド」》

（委員）現在、認定している団体はいくつあるのか。

（事務局）約500団体ある。

（委員）認定している団体の見直しはしているのか。

（事務局）毎年、現況調査を実施しており、予算や決算、事業報告などの書類を提出していただいている。

（委員）・「活動目的が社会教育事業に当てはまっていること」、「社

会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるもの」、と認定をするために一番大切な基準が抽象的であり、わかりにくい。単なる趣味のサークルではなく、若手の教育など教育的要素があるボランティア活動をするなど、浦安市に貢献している団体であるから市が認定して支援する、と考えるべきである。

(事務局) 委員の皆様は、申請書に記載されている活動内容をみていただき、質疑していただきたい。そして、最終的には、社会教育委員会会議としてのご意見をいただきたい。会議としてご同意いただければ認定するし、ご同意いただければ認定できないと考える。

(委員) ・申請書類は認定の基準を満たしているのだから、承認で良い。
・現在の社会教育関係団体には、自分達の趣味的な活動だけでは限界がきており、市民や地域住民に学習の成果を還元することが求められてきている。その点、浦安市はサークル研修会などで学んだ成果を発表する、などをしており、地域への還元がされている。今後も更なる地域還元を行っていただきたい。

(委員) 認定をしている団体の入れ替えがないと、市民に認定制度を啓蒙していくことは難しい。そのためには、認定はしやすく、その代り、認定後の審査を厳しくする。例えば、認定基準を満たさなくなった時は満たすようにしていただくか、認定の取り消しをする。この様に『循環』する制度とした方が、市民に浸透しやすい。

・本申請は、認定基準に適合しているため、認定してよい。

(委員) ・事務局が留意すべきことは、認定後の団体活動である。
・(申請団体の) 会員29名がダンスという生涯学習をするので、教育委員会は認定して支援するという考えもあるが、本来は、その29名だけではなく、広く一般市民に対して、ダンスの楽しさを教えることや啓発活動などの教育活動、教育貢献をするから、市が支援するものである。

・社会教育関係団体は、教育貢献をする団体であると考え。事務局は認定後の活動内容をフォローアップをする。もし、『自分たち』だけの活動で終わるのであれば、社会教育関係団体としての認定は適さないのだから、取り消しても良いと考える。

(委員) 講師謝礼金の問題は、講師が複数の団体を掛け持ちしていれば、所得が高額となることである。講師が公民館のサークル活動で生計を営むようなことは好ましくない。対策を講じる検討も必要である。

(委員長) 講師謝礼金が高額であるが、スポーツ行事やボランティア奉仕をしていることから、今後の活動を見守るということで、認定を承認する。ただし、事務局は、活動の成果を地域に広めていくように申請団体に伝えていただきたい。

《浦安市立明海南小学校PTA》

(委員) 浦安市立小中学校PTA連絡協議会は全市的であり、社会教育関係団体である。しかし、学校のPTAは、父母と教職員とが話し合い、その学校の教育をより良くしていくものであり、そ

の学校にしか関係がない。これが、社会教育関係団体であるのか。

- (委員) ・現在のPTAは、青少年や防災など、様々な役割を担っている。昔の町内会のようになりつつある。地域の中で、30～40歳代の親たちが繋がりを持つための大切な組織となっている。したがって、学校が休みである土曜日や日曜日であっても、地域の清掃などに参加したり、話し合っ情報交換したりしている。
・学校があいていない日でも、公民館や社会福祉協議会などで活動をしやすくするために、各学校のPTAは認定の申請をしている。
- (委員) PTAの団体は、昔から、社会教育関係者として、成人教育に分類されている。国も社会教育関係団体は、生涯学習の所管となっている。
- (委員長) 子どもたちの教育は学校教育であり、勉強会など、親たちの教育は成人教育である。
- (委員) 生涯学習の社会教育関係団体認定制度と同様に、学校教育にもPTAを支援する制度はあるのか。
- (事務局) 生涯学習では、社会教育関係団体として認定している浦安市立小中学校PTA連絡協議会に対して補助金を交付して支援しているが、学校に対しては補助金を交付していない。
- (委員) 認定されているPTAの割合は。
- (事務局) 現在、幼稚園・小学校・中学校のPTAは全部で40ある。認定していないPTAは小学校で2校、中学校で2校の計4校。今回、申請のあった浦安市立明海南小学校PTAが認定となれば、未認定は3校となる。
- (委員長) PTAは社会教育関係団体の成人教育としての分類に入るので、認定を承認する。

(2) 報告事項

- 1) 浦安市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について生涯学習課長より報告した。
- 2) 浦安市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
中央図書館長より報告した。
- 3) 平成25年度第33回市美術展の開催結果について
生涯学習課長より報告した。
- 4) 平成25年度浦安市成人式の開催結果について
生涯学習課長より報告した。
委員からの主な質問および意見は、次のとおり。
(委員) 配布物が多い。捨てる方はいたのか。
(事務局) 捨てられている状況は見受けられなかった。しかし、配布が多いと新成人の荷物が重くなるため、次年は配布物を減らす方向で検討していく。
- 5) うらやす文化市場～きて！見て！体験！～の開催結果について
生涯学習課長より報告した。
- 6) 第8回市民ミュージカルの開催結果について
生涯学習課長より報告した。

委員からの主な質問および意見は、次のとおり。

(委員) ・素晴らしいミュージカルであり、感動した。1,000人以上の入場者数があり、これだけの集客力があると大成功である。また、舞台下で生演奏があり、ライブが感じられて素晴らしかった。市民ミュージカルは浦安市の誇りであるので、もっと広報をして、さらに盛り上げて欲しい。

・浦安には、3つ音楽関係のオーケストラがある。『市民ミュージカル』と『浦安シティオーケストラ』は盛り上がっている。一方で、『うらやすジュニアオーケストラ』は盛り上がらない。団員も観客も増えない。もっと市民が盛り上げる必要がある。

(委員) ・来場者アンケートで回答数の多い10代は、ミュージカルを観る機会はあまりないと思うので、この市民ミュージカルをきっかけに、興味・関心が持てたこと、また、参加したいと思えたことは素晴らしい。

・友達が出演しているため観に行くとの理由で10代が多かったと思う。先程、うらやすジュニアオーケストラが盛り上がらないとの話が出たが、10代の団員が少ないと、市民ミュージカルのように友達へと広がっていかないので、団員募集の方法は大切であると思う。

7) 青少年の健全育成に関する講演会（青少年補導員講演会）について
青少年センター所長より報告した。

8) 第23回東京ベイ浦安シティマラソンの開催結果について
市民スポーツ課長より報告した。

委員からの主な質問および意見は、次のとおり。

(委員長) 8 Kmの部門に (A) と (B) がある。どの様に分けたのか。

(事務局) 参加者が多いため、(A) は1 Km 6分で走る方、(B) は1 Km 8分で走る方で分けている。同じコースを (A) と (B) に分けて走るため、交通規制の関係で速い方を (A) としている。

(委員長) (A) よりも (B) の方が、入賞者のタイムが速い。入賞するために、速い方が、遅い (B) に申し込むことは不公平であるという人がいた。公平にするため、申込み順で分ける方法もあるのではないか。

(委員) 観光を楽しむランナーもいるので、遠方から来られる方が参加しやすいように、タイムの速い遅いでなく、スタート時間で申し込めればよいと思う。

(3) その他

1) 生涯学習部の懸案・課題について

「サークル・団体が、地域とつながり、地域に生きる生涯学習へと活動を広げていくためには、本市生涯学習として何が求められているのか」をテーマとして話し合った。

委員の主な意見は、次のとおり。

(委員長) テーマが広いので、論点を社会教育関係団体の認定に絞る。認定制度は、市が制度を設けて、社会教育関係団体を認定し、支援している。そして、認定された団体は社会貢献、地域貢献を

することが必要であると考えている。しかし、楽しむことは大切なことで、地域社会で楽しく生きていくことは良いことであり、それも社会教育である。市が認定しなくても社会教育関係団体である。そこで、認定団体とそうでない団体の線引きをどう考えるべきか、認定制度をどう考えるべきか意見を伺いたい。

(委員) ・私自身は人生を楽しく、面白く生きたい。そのために、良いまちであると思いたい。自分だけが楽しむのではなく、教育的な意味で、多くの人と喜びを分かち合いたい。

・地道に、地域貢献活動をしている団体があり、支援したいと思うし、増えていけば良いと思う。

・地域に還元している社会教育関係団体がたくさんあると思うので、もっと“見える”ように、活動を広報していくことが大切である。

(委員) 広く市民に活動内容を周知するため、活動の報告会が必要である。市民や地域に学習の成果を還元している団体で、その活動を発表したい団体は多いが、実際は行動に移しにくいし、また、長続きしないと思う。教育委員会が発表の場を設けて、“見える”ようにしたら良いと思う。

(委員) 公民館で活動しているサークル・団体は、公民館文化祭に参加しているのか。

(事務局) 公民館文化祭は、公民館で活動しているサークル・団体が1年間の学習成果を発表する場であり、8割以上の団体が参加している。また、サークル研修会も開催している。これらは、活動成果の発表の場である。

(事務局) ・社会教育関係団体の認定制度は昔からあり、かつての浦安は社会教育や生涯学習がなかなか根付かなかったため、活動が活発化するように、社会教育関係団体を増やすことが目的であった。しかし、現在は、その目的が実態に合わなくなってきた。

・社会教育関係団体と市民活動団体との明確な区別ができなくなってきた。また、社会教育関係団体だけではなく、市民活動団体も公民館を利用している。さらに、公民館文化祭へも参加している。

・このような中で、社会教育関係団体の認定制度を今後も同じように続けていくと、認定の協議をする度に、先程もあったように、趣味的な団体とそうでない団体が同じであるなどのご意見をいただくことになり、あまり良い状態とはいえない。そこで、この認定制度について、今後、どうあるべきかを委員の皆様から意見をいただいているところである。

(委員) ・サークル・団体は、活動年数が長くなると、当初の目的意識がなくなってくる。また、新しくサークルなどができていることから、活動場所も減ってくる。このことは、どこの市でも同じであるが、対応を考えなくてはならない。

・社会教育関係団体は、社会教育の事業を行う団体と社会教育法で定義されている。社会教育関係団体とその他の団体との区別を明確化した方が良い。

・時代は変化しており、規制緩和が進んでいる。ガチガチに市

で抑えるよりも、補助金交付団体や社会貢献をしている団体のみを認定するなどの考え方もある。

・サークル・団体にとって重要なのは、活動場所の確保である。使用料免除ではない。

- (委員) 認定制度を改善するために話し合った結果、認定基準が厳しくなり、市民の社会教育活動や参加が先細るのであれば、本末転倒である。そこで、サークルには認定申請時の使命を常に明らかにしながら、団体に自覚していただいて、その使命を達成するように活発な活動をしていただきたい。
- (委員) 認定制度の問題点は、補助金の交付を受けている団体と交付されていない団体とを一括りにしているところである。500団体もあるので、団体のレベルは違ってくる。認定団体をレベル分けして考える必要がある。10名程度の団体が活動することで、良い影響を受ける市民がいるかもしれない。その団体と補助金の交付を受けている団体とを分けて、見方を変えて考えなくてはならない。一括りとして考えると、先程のとおり、先細りする可能性がある。
- (委員) ・認定について、全てのサークルを社会教育委員会議で協議するのではなく、全市的な活動をしているサークルや補助金交付団体は社会教育委員会議で、公民館で活動しているサークルは公民館運営審議会で審議するなど、機能分化を図る必要がある。
・認定は、認め定めるものである。現在は、規制緩和の時代であり、市がお墨付きを与えるというニュアンスはよくない。登録制度などを検討する必要がある。
- (委員) 公民館以外で使用できる場所が思いつかないが、あるのか。
- (事務局) 文化施設では文化会館があり、その他には、自治会集会所や老人クラブ会館もある。
- (委員) 自治会集会所は地域ネットワーク課、老人クラブ会館は高齢者支援課と行政でも所管が異なる。たまたま、私は地域にネットワークがあるから分かる。市民に広く周知をするため、その地域のネットワークを上手く市民に伝えられることできれば良いと思う。
- (委員) これからの公民館活動で必要なことは、公民館と他の地域団体との連携が必要である。このことにより、新しいモノが生み出される可能性がある。
- (委員長) 公民館主催事業では、数年間、講師に技術指導をお願いして、受講者の技術向上を図ることがある。その受講者は技術等を身に付けて、今度は指導する立場等になり自分達だけで役員や規約などを作りサークルを作る。これが、サークル育成の手順である。中には、教わって楽しむことだけを主に考えるサークルもでてくる。次第にレベルを上げて、専門化してきて、会費もあげて一流の講師を呼ぶようになる。これも公民館活動として一つの方向であるが、使用料免除の社会教育関係団体としては、どうかという疑問もでてくる。
- (委員) ・大切なことである。団体と講師は契約関係である。しかし、長年続くと、講師が主体のサークルとなってくところがある。参加する市民が主体であるということを明確にする必要がある。

認定制度を見直すのであれば、会員主体であることを示すことが大切である。

・他市の事例であるが、年数を決めて支援をする、若しくは、一定の期間を経過したら、支援しない期間を設けるなどをしている。このことで、年数を経過して目的意識がなくなってくる団体へ対応している。

- (委員長) 公民館主催事業で、同じ主催事業を数年間したら、サークル化することがある。サークル化するのに年数を決めているのか。
- (事務局) 決めていない。
- (委員長) 市民の希望で何年も同じ講師による主催事業をするのも良いが、教わり続けるだけでも良くないので、年数は決めた方が良い。
- (委員) 種目によっては講師の個人レッスン料もあるので、公民館を講師に利用されないような対策を講じることも必要である。
- (事務局) 生きがいのためにしていることがあっても良い。全てのサークルが直接的な還元を考えなくても良い。場合によっては、回りまわって、色々なかたちで、地域に還元されていくこともある。
- (委員長) サークル活動によって、元気で楽しい生活を送ることも大切なことである。このことも、地域へ還元していると考えられる。社会教育の目的に、元気で楽しく過ごすという一面もあると思う。
- (委員) そう考えると、会員が10名以上いれば、すべて認定を承認することになる。果たしてそれでよいのか。
- (委員) 認定してないで、公民館を定期的に使用する団体は何団体あるのか。
- (事務局) 2,000団体以上ある。
- (委員) ・社会教育という言葉に馴染めないし、生涯学習という言葉も正確に理解できない。社会教育委員になる前は、学校教育と家庭教育を除くものと、とても広い範囲を考えていた。広範囲のため、どこまでを行政の範囲とするのかわからない。そこで、私なりに考えた結果、生涯学習とは、公民教育、市民教育であると思う。市民として浦安市に何ができるかを考えることが大切である。オランダのように、学校教育で小学生からまちづくりに参画させるような市民教育をしていれば、大人になったとき、自然とまちづくりに貢献していく。社会教育がなくてもできる。しかし、日本では学校教育で市民教育をしていないため、親になっても社会教育を理解しにくい。
- ・子どもから大人まで、サークル活動でも、公民館活動でも、みんなが浦安というまちを、市民として良くしたいという気持ちを持つことが大切である。これが、市民としての責務であり、生きがいである。このような活動をしているところに、認定や表彰することが大切である。ただし、表彰といっても、厳格な基準と審査をするのではなく、浦安市における、社会教育のモデルケースとして、活動を紹介するなど、“見える”ようにすれば良い。
- (事務局) 先程の話にもあったが、2月7日に公民館利用者研修会があり、約200人の参加があった。この研修会は、毎年、開催しており、市内で社会教育をしているサークル、今年は3団体で

あったが、実践活動を報告している。そのサークルの取り組みを参加者と連携していただく。したがって、市でも実践例を報告する取り組みをしている。

(委員長) 色々な意見が出たので、事務局は取り入れることができるところは取り入れるなど、参考にさせていただきたい。

2) 次回会議日程について

次回の会議は、平成26年4月17日(木)午後2時から中央図書館視聴覚室で開催予定である。

以 上